

# 特定健診は受けましたか？

特定健診は、生活習慣病や、その前兆である「メタボリックシンドローム」を早期に発見・改善するために必要な健診です。芦屋町国民健康保険加入者は、1年に1回、特定健診を受け、生活習慣を振り返りましょう。



▷問い合わせ 健康づくり係  
(☎223局3533)

## ■特定健診で何が分かるの

問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察など体の総合検査を行い、糖尿病、高血圧、脂質異常症、動脈硬化、腎機能障害、肝機能障害、痛風など、生活習慣病の兆候を見つけることができます。

## ■費用はいくらかかるの

8295円かかる検査を一部町が負担するため500円の自己負担で受けることができます。

## ■どれくらいの人が受けているの

平成30年度の特定健診受診率は下記のとおりです。

芦屋町	福岡県平均	中間市	遠賀町	水巻町	岡垣町
32.9%	33.9%	33.6%	36.4%	36.4%	40.2%

30年度は、芦屋町特定健診対象者2350人中774人が受診しました。芦屋町の特定健診受診率は遠賀・中間地域で最も低く、福岡県平均より低くなっています。特定健診の受診者が増えると、生活習慣病などの早期発見ができ、脳梗塞や心筋梗塞などの重症化により通院・入院する人を減らすことができます。また、個人や町の医療費を削減することにもつながります。

## ■健康だから、受ける必要はないのでは

健康な人ほど、普段病院に行かず、体の異変を見逃してしまうことが少なくありません。生活習慣病は自覚症状がないため、元気だと感じていても健診を受けましょう。

## ■忙しくて受ける時間がありません

病気の進行に気付かず、通院や入院が必要になれば、かかる時間とお金は健診や保健指導以上のものになります。また、場合によっては長期にわたる療養や、合併症、後遺症などによって、生活が不自由になることがあります。そうすると、あなただけでなく、家族にも負担をかけることになるかもしれません。

## ■どうやって受けるの

以下の4パターンから選ぶことができます。

### ①芦屋中央病院で受ける

希望日の土日祝日を除く前日までに芦屋中央病院健診センター（☎222局2932）へ直接申し込んでください。

※予約受付時間 午前10時～午後4時

※日曜健診＝9月1日、10月27日、11月17日

※芦屋中央病院で受診する場合は、同日にがん検診の受診ができます。

### ②町内の医療機関で受ける（芦屋中央病院以外）

医療機関へ直接予約して、受診してください。

### ③北九州市・遠賀郡内の医療機関で受ける

町外の医療機関で受ける際は、事前に健康づくり係へ連絡してください。受診券を送付します。

### ④人間ドックの助成事業を利用して受ける

芦屋中央病院、おんが病院、福岡新水巻病院で人間ドックを受ける場合に特定健診分（7795円）の補助を行います。健康づくり係へ連絡してください。※人間ドック助成事業を利用した人は同年度に特定健診は受診できません。

## 健康づくり係からのお願い

職場やかかりつけ医で血液検査や尿検査を行っている人は、その結果を見せて頂き、特定健診の項目を満たしていれば、特定健診を受けたとみなすことができます。ぜひデータ提供にご協力ください。

## あしやまちマーケット

7月6日に町民会館であしやまちマーケットを行いました。晴天に恵まれ、にぎやかに催すことができました。

出店は、断捨離マーケット・フリーマーケット併せて17店舗。リードぼらんていあキッズは、リサイクル品や朝倉市から仕入れた農産物を販売しました。桃とトウモロコシは人気があり即完売。子どもたちの元気な声かけできゅうりも完売しました。

リードぼらんていあキッズは毎年この時期に行っている夏のマーケットで、平成24年度から災害復興支援を目的として、リサイクル品などの販売を行っています。



その売り上げで、27年度は東日本大震災で被災した東北の小学校と福祉施設

に図書カードを届けました。28年度からは熊本などの被災地から農産物を仕入れて販売するなど支援を続けています。昨年は前日の豪雨によりマーケットは中止になりました。今年も6月下旬に九州南部が豪雨になりました。災害は遠い場所のできごとではなくなっています。

今年度も、売り上げの中から被災地に支援を行いたいと考えています。どのような支援を行うかは、夏休みに皆で話し合います。リードぼらんていあキッズから派生した学生ボランティアは、大学などで活動を続けていますので、彼らの力も借りて支援先や支援の方法を探したいと思います。

「みんなで考えて、話し合い、実行していく」…これがリードぼらんていあキッズのポリシーです。これからも応援してください。

▼リードぼらんていあキッズ・学生ボランティア募集

※受付は随時行っていますので、ボランティア活動センターまで問い合わせください。

## 差別をなくすために 第410号

### H I V感染者やハンセン病患者の人権

芦屋町人権・同和教育研究協議会



H I V感染者とは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態の人を言い、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズと言います。性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、最近では治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになってきました。また、ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、仮に発病しても、現在では治療法が確立していて、早期発見と適切な治療により確実に治療することができます。しかし、H I Vやハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。

「病気の恐ろしさ」や「感染する」ことのみが強調して報道されるため、人々の間に「感染力が強い」「お風呂やプールと一緒に入ると感染する」な

どの日常生活で感染するような誤解や偏見が生じているのが現状です。実際にH I Vやハンセン病は、日常生活の接触で感染することがほとんどありません。しかしながら、正しい知識や理解がないために就職や職場で不利な扱いを受け、医療機関では治療や入院を断られるなどの人権侵害が起こっています。H I Vやハンセン病に対する偏見や差別をなくし、患者や元患者、その家族などが社会と交流していくためには、私たち一人ひとりの理解が必要不可欠です。

H I V感染者やハンセン病患者・元患者の皆さんが住みよい社会を実現していくためには、私たち一人ひとりがH I Vやハンセン病を怖がるのではなく、正しい知識と理解を持つことが重要です。本当に怖いのは、誤解や偏見でいわれのない差別が行われてしまうことです。病気や感染症に関する正しい知識を正しく理解して、間違った誤解や偏見をなくしていきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)